

2019（平成31）年度 京都府手話通訳者養成研修事業  
【通訳Ⅰ（基本課程）】【通訳Ⅱ（応用課程）】【通訳Ⅲ（実践課程）】  
実施要項

## 1 目的／

聴覚障害者の暮らしや権利、命を守り、「完全参加と平等」の理念の下、業務を遂行し、聴覚障害者と共に歩む手話通訳者を養成することを目的とします。

身体障害者福祉の概要や手話通訳者の役割・責務などについて理解と認識を深めるとともに、手話通訳に必要な手話通訳技術、対人援助技術を習得します。

## 2 主催／

京都府、社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会

## 3 受講資格（下記の全項目を満たす者）／

## 【通訳Ⅰ（基本課程）】

(1) 手話奉仕員養成講座 入門・基礎課程修了者 または 手話検定2級以上を取得している者

(2) 京都府在住または勤務地が京都府内の者

(3) 将来、京都府内において手話通訳者として活動可能な者

※ 2018年度以前に基本課程を受講された方は、再受講できません。

※ (1) の講座が未修了者でも、聴覚障害者と日常会話が可能な者については、面談の上受講の可否について決定します。

## 【通訳Ⅱ（応用課程）】

(1) 基本課程の到達目標に達した者で、2018年度基本課程の講義と実技16回中11回以上出席した者

(2) 京都府在住または勤務地が京都府内の者

(3) 将来、京都府内において手話通訳者として活動可能な者

※ ただし、2017年度以前に基本課程を修了した者、または基本課程未修了でも基本課程の到達目標に達している者については、面談の上受講の可否について決定します。

## 【通訳Ⅲ（実践課程）】

(1) 応用課程の到達目標に達した者で、2018年度応用課程の講義と実技16回中11回以上出席した者

(2) 京都府在住または勤務地が京都府内の者

(3) 将来、京都府内において手話通訳者として活動可能な者

※ ただし、2017年度以前に応用課程を修了した者、または応用課程未修了でも応用課程の到達目標に達している者については、面談の上受講の可否について決定します。

## 4 定員／

各課程30名 ※ 定員を超過した場合は抽選

## 5 会場／

(1) 北部会場 綾部市保健福祉センター（綾部市青野町東馬場下 15-6）

(2) 南部会場 京都府聴覚言語障害センター（城陽市寺田林ノ口 11-64）

## 6 日程（予定）／

(1) 北部会場 日曜日 10:00～12:00 13:00～15:00

【通訳Ⅰ（基本課程）】【通訳Ⅱ（応用課程）】【通訳Ⅲ（実践課程）】

①②6/9③④6/23⑤⑥7/7⑦⑧7/28⑨⑩8/25⑪⑫9/1⑬⑭9/15⑮⑯10/13 予備日 10/5 10/26

(ただし、基本課程受講者は7/7、応用課程受講者は8/25と9/1については、16:40終了となります。  
詳細時間については6/9の北部会場開講日にお知らせします。)

(2) 南部会場

【通訳Ⅰ（基本課程）】 火曜日 13:30～15:30

①6/4②6/11③6/25④7/2⑤7/9⑥7/16⑦7/23⑧8/6⑨8/20⑩8/27⑪9/10⑫9/24  
⑬10/1⑭10/8⑮10/15⑯11/5⑰11/12 予備日 11/19

【通訳Ⅱ（応用課程）】 金曜日 18:45～20:45

①6/7②6/21③6/28④7/5⑤7/12⑥7/19⑦7/26⑧8/9⑨8/23⑩9/6⑪9/13⑫9/20  
⑬9/27⑭10/4⑮10/11⑯10/18⑰11/1⑱11/8 予備日 11/15

【通訳Ⅲ（実践課程）】 日曜日 10:00～12:00 13:00～15:00

①②6/2③④6/23⑤⑥7/7⑦⑧7/21⑨⑩8/4⑪⑫8/25⑬⑭9/15⑮⑯9/22  
予備日 10/20 予備日 11/3

(ただし、基本課程受講者は7/2、応用課程受講者は8/9、9/6は必須課目の講義があります。)

(3) 合同講義 会場／八木公民館 住所／〒629-0198 南丹市八木町八木東久保23番地

【通訳Ⅰ（基本課程）】 5月18日（土） 10:00～11:30 「ソーシャルワーク概論」

13:00～14:30 「通訳者の心構え」

【通訳Ⅱ（応用課程）】 6月 1日（土） 10:00～11:30 「ことばの仕組み」

13:30～14:00 「手話通訳の理念と仕事Ⅱ」

【通訳Ⅲ（実践課程）】 6月 1日（土） 13:30～14:00 「手話通訳の理念と仕事Ⅱ」

15:00～16:30 「手話通訳者登録制度の概要」

※合同講義の受講は必修課目です（欠席の場合は修了できません）。

7 受講料／

無料（教材費、学習会・行事・実習参加費等、別途必要な場合あり）

8 教材／

「手話通訳Ⅰ」「手話通訳Ⅱ」「手話通訳Ⅲ」「講義テキスト」全国手話研修センター発行

9 修了条件

(1) 各課程全日程の2/3以上出席した者（実技16回のうち、11回出席した者）

(2) 上記6(3)の合同講義と、基本・応用課程のカリキュラム内の講義に出席した者

10 申込み方法／

別紙1の受講申込書に必要事項を記入の上、写真を貼付し、郵送にてお申込み下さい。

〒610-0121 城陽市寺田林ノ口11-64

京都府聴覚言語障害センター 京都府手話通訳者養成講座事務局

※ 記入に不備があった場合（記入漏れ等）は、申込みを受付できない場合があります。

11 申込み締切日／

2019（平成31）年 4月19日（金）必着

1 2 受講の可否について／

受講の可否については、5月上旬頃に郵送にてお知らせします。

1 3 問い合わせ先／

(1) (北部会場) 福知山市聴覚言語障害センター 京都府手話通訳者養成講座事務局

TEL／0773-45-3025 FAX／0773-24-4459

(2) (南部会場) 京都府聴覚言語障害センター 京都府手話通訳者養成講座事務局

TEL／0774-30-9000 FAX／0774-55-7708

※受講会場等について相談ができます。尚、欠席した場合の振り替えは受講はできません。